

筑西市議会総務企画委員会

会 議 録

(令和5年第2回定例会)

筑 西 市 議 会

総務企画委員会 会議録

1 日時

令和5年6月19日（月） 開会：午前10時 閉会：午前11時 1分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

- 議案第50号 筑西市附属機関に関する条例の一部改正について
議案第51号 筑西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
議案第52号 筑西市都市計画税条例の一部改正について
議案第53号 筑西市印鑑条例及び筑西市手数料条例の一部改正について
議案第56号 令和5年度筑西市一般会計補正予算（第2号）のうち所管の補正予算
-

4 出席委員

委員長	藤澤 和成君	副委員長	鈴木 一樹君			
委員	水柿 美幸君	委員	保坂 直樹君	委員	稲川 新二君	
委員	小島 信一君	委員	榎戸甲子夫君	委員	赤城 正徳君	

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 小倉 一希君

委員長 藤澤和成

○委員長（藤澤和成君） ただいまから総務企画委員会を開会します。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査をまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、条例議案4件及び補正予算議案1件について、所管部ごとに審査をお願いしたいと存じますが、ご異議ございませんね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） また、筑西市議会基本条例第19条の申合せ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合は挙手を願います。

それでは、各議案について、所管部ごとに審査をまいります。

初めに、市長公室です。

議案第50号「筑西市附属機関に関する条例の一部改正について」を審査願います。

シティプロモーション推進課から説明を願います。

小里シティプロモーション推進課長、お願いいたします。

○シティプロモーション推進課長（小里茂之君） おはようございます。シティプロモーション推進課長の小里でございます。よろしくをお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（藤澤和成君） 説明するときは、マスクを外してお願いします。

○シティプロモーション推進課長（小里茂之君） 議案第50号「筑西市附属機関に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

今回の条例改正におきましては、市の附属機関の名称及び担任事項を規定しております別表におきまして、ちくせいシティプロモーションプロジェクト会議を加えるものでございます。このちくせいシティプロモーションプロジェクト会議は、市民等を中心に構成する附属機関であり、主な内容といたしましては、産学官連携を図り、地域資源等の掘り起こしと市内外への発信する方策を共に考え、本市の定住人口及び交流関係人口の増加を図ること、その他市長が別に定める事項について調査及び検討し、市長に報告するものとしてございます。

附則といたしましては、1、この条例は公布の日から施行する。

2、筑西市特別職の職にある者で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表第2第2項の表にちくせいシティプロモーションプロジェクト会議、会長日額5,500円、委員日額4,800円を追加するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

小島委員。

○委員（小島信一君） 大変期待の持てる議案というか、プロジェクトでございます。私も期待しています。それで、この募集期間を見ますと、19日ということになっているのですけれども、まずはその辺の進捗、どのくらいの応募があるのか。全部で4名募集するというふうに書いてあったかと思うのですが、その辺の進捗どうでしょう。

○委員長（藤澤和成君） 小里シティプロモーション推進課長。

○シティプロモーション推進課長（小里茂之君） お答えいたします。

募集の進捗状況につきましては、大変申し訳ございませんでした。こちらの不手際により、募集期間がちょっと短く設定されてしまったことが今朝発覚いたしました。今後、今週の金曜日まで募集期間を延長して、再度募集をかけてまいりたいと思っております。

ちなみに、今までの募集人数ですが、4名のうち2名募集が来ております。

（「3」と呼ぶ者あり）

○シティプロモーション推進課長（小里茂之君） （続）3名募集来ております。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 小島委員。

○委員（小島信一君） シティプロモーション推進課の設置自体は、非常に私も賛成しているのです。この課と会議のつながりというのですか、その辺もちょっと教えてほしいのです。僕はシティプロモーション推進課をすごく希望していました、設置を。筑西市の情報を集めて、有利な情報を集めて、それを売り込みに使うと。筑西市を多く広げるために、情報発信するために、強力にこの課が機能することを期待しているのですが、このちくせいシティプロモーションプロジェクト会議と課のつながりというのですか、役割分担みたいなものを教えてもらいたいのですが。

○委員長（藤澤和成君） 小里シティプロモーション推進課長。

○シティプロモーション推進課長（小里茂之君） ご答弁いたします。

本プロジェクト会議につきましては、発足当初はまだ慣れない点とかもあると思いますので、課のほうでしっかりとサポートしてあげたいと考えております。最終的には会議が自走化を図れるように、しっかりとサポートしていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○委員長（藤澤和成君） 小島委員。

○委員（小島信一君） これを見ますと、地域資源を内外へ発信する。だから、資源を恐らく見つけてもらうのだらうと思うのです、会議の人たちにも。課ももちろん地域資源を自分で取材しながら集めるのだらうけれども、会議の人は自分たちの目で、市民の目で見て、地域資源、いろいろなものを、これはどうですかというふうに提案するのだらうと思うのですが、そのほかに発信の方法なんかも提案するみたいに書いてあるのです。それは私、こういう会議で心配しているのは、そういったサポートする人たちがそういうことを言った。それは全部やりましたということで、シティプロモーション推進課は自分たちの本当の仕事というのをそっちに依存してしまう形を取って、一種のアリバイづくりみたいになってしまって、シティプロモーション推進課みんな協議してやったのですよみたいなことが、ほかの部署では時々見るのです。そうではなくて、もっと強力でリーダーシップを取っていただきたいというのが私の考えなのですが、そこのところもう1度。

○委員長（藤澤和成君） 小里シティプロモーション推進課長。

○シティプロモーション推進課長（小里茂之君） プロジェクト会議におきましては、もちろんしっかりサポートした上で会議運営していきたいと思っております。それと加えまして、その会議も座っての会議だけではなくて、ワークショップやまちの中に出て実際に皆さんと一緒に感じていただく、そういった機会も設けようと考えてございますので、ご理解賜りたいと思います。

○委員長（藤澤和成君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） 私も今小島委員がおっしゃったように、果たしてこの募集された4名とシティプロモーション推進課の方たちが、うまく機能するののかというのちょっと心配でしたが、どちらが主導権を握ってというか、4名の方たちで果たして何か全体的なものが見えてくるのか、そういうことをシティプロモーション推進課は、どういうふうにサポートしていくのかというのをもう1度お伺いしたいことと。

あと、年4回ということで、流山市では細かくP D C Aサイクルを回していくことが大事ということをおっしゃっていますので、年4回の会議でどのような目標に達するような計画を立てているのかお伺いします。

○委員長（藤澤和成君） 小里シティプロモーション推進課長。

○シティプロモーション推進課長（小里茂之君） ご答弁いたします。

現在、4名の委員ということでお話しいただきましたけれども、我々のほうでは、そのほかに市内在住の方ですとか、そういった方を含めて約20名程度の委員で構成したいと考えてございます。それで、年4回程度としたということについては、まだ確定ではございませんで、会議の進み具合ですとか、そういったところを見ながら今後決めていけたらと考えてございますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○委員長（藤澤和成君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） 20名ほどに委員を増やしていくということですね。

あと、今シティプロモーション推進課の方たち、たくさんのSNSにいろいろ発信されていると思うのですが、発信をするのもいいのですけれども、私もやっていますけれども、フェイスブックだったりインスタグラムだったりというのは、いろいろなお友達が入ってくると、自分の投稿がどこかに消えてしまったりして、筑西市のシティプロモーション推進課の投稿なんかも、ちょっと探しづらいところもあります。流山市では、「ながれやま S t y l e」とかというホームページというか、そういうページを立ち上げて、人にフォーカスして、人をたくさん載せていて、こういうまちなのです、こういう人たちが活躍しているまちなのですというようなこともあるので、情報の発信の仕方をいろいろな検討していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（藤澤和成君） 小里シティプロモーション推進課長。

○シティプロモーション推進課長（小里茂之君） ご答弁いたします。

我々のほうでも、今後専用のホームページを立ち上げたいとは考えてございます。まず、その前段でSNSを先行して発信しているところでございます。ホームページの内容に関しましては、委員の皆様といろいろご協議しながら内容を詰めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（藤澤和成君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） では、最後なのですが、一番最初に聞くべきだったかと思うのですが、この間の筑西市産業戦略講演会の一橋大学の辻教授も、筑西市の最大の魅力は、お米、水稲だけで成人男性が自給自足できるという、自給自足都市としての筑西市というのがすごくアピールできるよとおっしゃっていたので、そういうこともアピールすることと、あとどの世代に向けてアピールというか、一番のメインターゲットにしていくのか、そこだけ教えてください。

○委員長（藤澤和成君） 小里シティプロモーション推進課長。

○シティプロモーション推進課長（小里茂之君） お答えします。

先ほどの委員のご意見を参考にさせていただきながら、今後会議の中でそのターゲット層であったり、どういったものをしていくかというものも検討してまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○委員長（藤澤和成君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） シティプロモーションプロジェクト、格好いい名前ですが、今質疑応答を聞いていまして、ちょっと私の能力なのでしょうか、こういう感じしかしないのですが、建前論にだけ走っているみたいで、ではずばっと聞きますが、このシティプロモーションプロジェクト会議で何を望んでいるのです、行政は。何をお願いしているのです、募集した方々に、具体的に言うと。

○委員長（藤澤和成君） 小里シティプロモーション推進課長。

○シティプロモーション推進課長（小里茂之君） ご答弁申し上げます。

筑西市の魅力は何か、どういったものか、プロモーションが有効なのかというところを、市民の皆様から意見を募って共にシティプロモーションを推進するとともに、市民自らが誇りを持てる筑西市を市内外にご案内できるよう、郷土愛の醸成を図っていきたくと考えております。

○委員長（藤澤和成君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） すばらしい内容だね。今、その話を聞いていて、常にそういう話は聞いているのです。ちょっとこれと似たような方々いますね。市民記者、あの方もかなり発信力持っていますよね。どこか似ていませんか。ですから、こういう会議をつくってまちのお役に立っているあなた方が、まちのどこを、何を換えようとか、逆にこういう欠点があるのではないとか、そういう発表の場も設けないと、ただ我々はやっているよ、あるいは応募された方々も、役所の一助になっているよという程度ぐらいで、我々が求めているまちを換えようとか、まちの本当のすばらしさはどこだとかというのがぼやけてばかりいて、せっかくこういうすばらしい会議ができたなら、なるほどねと、我々ではなくて一般市民が納得できるような、そういう会議にしてほしいと思います。

以上です。

○委員長（藤澤和成君） そのほかよろしいですか。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 私は具体的にお話ししたいと思います。

なぜかという、資源を利用してという言葉もあります。この筑西市は、本当に農業の市でありますから、お米はもちろんのこと、こだますいかやキュウリやナス、いろいろありますけれども、この固定の資源、これを内外に発信してはいかがでしょうか。そして、そのことは具体的に黒子の東睿山千妙寺、あそこへ来て八百何年たちますが、あの前は我が郷里赤浜にありました。1200年以上たちます。西の比叡山、東の東睿山と言われたあの東睿山です。比叡山より45年後に赤浜の地に慈覚大師が東睿山を建てました。だが、平将門の乱によって消滅して400年前後の時代が路頭して、今黒子にある黒子東睿山は太平山から来た亮守というお坊さんあの地に建てたわけです。そういう固定の資産。

そして、もう1つは、明野町宮山にある石倉山という海拔44メートルぐらいの小高い山があります。町の人には前方後円墳と言っている人もおられますが、それは定かではありませんが、僅かに一番奥に巨岩が重なったところに、弘法の硯石と名づけた大きな岩の割れ目の中に、水がどんな干ばつでも絶えることがない、そういう硯石というものがあります。

また、あと1つは、我が明野町、我がといってもあれだが、筑西市宮後に2,500本の桜を植えた宮後の里、そういうところもありますから、そのような固定の資産を内外に発信してもらいたい。

そして、日光の眠り猫、または鹿島神宮の要石、要石なんていったって、ちょっとしたこのくらいな石が見えるだけです。それで、日光の眠り猫、あれだって行ったらこうやっていて、何だというような感じのだが、物すごい発信力がありますよね。だが、私は宮山の弘法の硯石を、そのものをシティプロモーションが内外に発信すれば、これは観光バスでも来るような施設に匹敵するのではないかと思うのです。そういうところを具体的に協議し、市で発信してもらいたいということなのですが、いかがでしょうか。

○委員長（藤澤和成君） 小里シティプロモーション推進課長。

○シティプロモーション推進課長（小里茂之君） お答えします。

委員おっしゃられた宮山の弘法の硯石につきましては、市のシティプロモーションのホームページの公式SNSで一度ご紹介させていただいてございます。そのほか、数ある資源に関しましても、委員のおっしゃるとおり、今度結成される会議のメンバーといろいろ地域の資源を掘り起こして、市内外に発信していけたらと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（藤澤和成君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） よろしくお願ひいたします。

○委員長（藤澤和成君） では、質疑を終結いたします。

討論を願ひます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結します。

これより議案第50号の採決をいたします。

議案第50号「筑西市附属機関に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第56号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、市長公室所管の補正予算について審査を願ひます。

なお、議案第56号は複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をします。

続きまして、シティプロモーション推進課から説明を願ひます。

小里シティプロモーション推進課長。

○シティプロモーション推進課長（小里茂之君） 引き続きよろしくお願ひいたします。

議案第56号のうち、市長公室所管の補正予算についてご説明申し上げます。

9ページをお開き願ひます。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款の2総務費、項の1総務管理費、目の12シティプロモーション推進費、節の1、報酬、説明欄、シティプロモーション推進事業44万9,000円の増額をお願ひするものでございます。内訳といたしましては、説明欄の1、報酬41万2,000円につきましては、本年度市民を中心に構成するちくせいシティプロモーションプロジェクト会議を設置するに当たり、会長及び委員の報酬の増額をお願ひするものでございます。

続きまして、説明欄2の旅費3万7,000円につきましては、先ほどご説明いたしましたちくせいシティプロモーションプロジェクト会議の設置を受け、市外から当会議に参加する委員に対し旅費を支払うため、

増額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願ひます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

以上で市長公室の審査を終わります。

ここで、執行部の入替えをお願いいたします。お疲れさまでした。

〔市長公室退室。総務部入室〕

○委員長（藤澤和成君） 次に、議案第51号「筑西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」を審査願ひます。

人事課から説明を願ひます。

國府田人事課長、願ひいたします。

○人事課長（國府田貴裕君） 総務部人事課、國府田です。よろしく願ひいたします。着座にて失礼いたします。

議案第51号「筑西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。今回の改正は、新型コロナウイルス感染症対策として緊急措置の作業に従事した職員に対し、特例として感染症作業手当を支給するために加えた附則を、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、削除するものでございます。改正の内容でございますが、感染症作業手当の支給要件について規定した附則第4項及び手当の額について規定した第5項について削るものでございます。

なお、人事院規則においても同様の改正がなされ、5月8日付で公布されております。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願ひます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

討論を願ひます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第51号「筑西市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で総務部の審査を終わります。

執行部の入替えをお願いいたします。

〔総務部退室。企画部入室〕

○委員長（藤澤和成君） 次に、議案第56号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、企画部所管の補正予算について審査を願ひます。

地方創生課から説明を願います。

山崎地方創生課長、お願いします。

○地方創生課長（山崎君恵君） 地方創生課、山崎と申します。よろしくお願いいいたします。着座にて失礼いたします。

議案第56号のうち、地方創生課所管の補正予算につきましてご説明いたします。

初めに、7ページをお開き願います。2、歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目2総務費交付金、節16、説明欄1、デジタル田園都市国家構想交付金1,562万5,000円の増額をお願いするものがございます。これは、国が掲げるデジタル田園都市国家構想の実現に向けた地方の社会課題解決や魅力向上の取組に対する交付金でございます。歳出にて増額補正を計上しております下館駅周辺にぎわいづくり推進事業の財源として交付決定を受けたものでございます。

次に、9ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目7地方創生費、説明欄、下館駅周辺にぎわいづくり推進事業3,879万8,000円の増額をお願いするものでございます。この事業は、中央図書館の敷地で五行川との間にある広場等に高校生をはじめとする幅広い年齢層の市民が集える場所を創出することで、本市のいわゆる中心市街地である下館駅周辺のにぎわいづくりと、ひいては市民の郷土愛の醸成や定住の促進につなげていきたいと考えているものでございまして、ただいま歳入でご説明いたしましたデジタル田園都市国家構想交付金を活用いたしまして、コンテナハウスショップとキッチンカーが混在し、カフェ機能を有するにぎわいの場を整備するものでございます。節12委託料300万3,000円は、この整備に係る測量及び設計監理委託料、節14工事請負費2,848万9,000円は、コンテナハウスショップ等整備に係る工事費でございます。また、節17備品購入費の725万円は、コンテナハウスショップ等に設置する同施設来場者向けのテーブル、椅子等の購入費で、そのほかに消耗品費及び建築確認申請等手数料を計上しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

水柿委員。

○委員（水柿美幸君） これは、筑西市で運営するののかということをもまず聞きたいと思います。

昨年、なごのキャンパスに視察に行きましたが、そこのお隣にも商店街がありまして、そこに若い方が1人入って、その若い方と商店街が今すごく盛り上がっていると聞いたのです。まず、市のものとしてやると、地域の人たちの協力がないと続かないと思うのですが、これは草加市のSOSOPARKというのを参考にされたと思いますが、草加市は25万人で、調べましたら2017年にカフェをオープンし、2年後に経営者が替わり、そして3年後にカフェ機能をやめるということになっているそうです。やっぱりこれは一過性のものになってしまえば、無駄なお金になってしまうと思いますので、名古屋市のそういうところのように、民間の地元の人たちが、絶対盛り上げなくてはいけないのだという気持ちがないと駄目だと思うのですが、稲荷町通りの商店街との関係を教えていただけますでしょうか。

また、コンテナハウスの使用料とかはどういうふうになっているのか、お酒の販売とかはどうなっているのかも併せてお伺いします。

○委員長（藤澤和成君） 山崎地方創生課長。

○地方創生課長（山崎君恵君） お答えいたします。

今後の運営事業者の件なのですけれども、市内の業者、広くお声かけをさせていただきまして、今後プロポーザル方式を検討しております。

あと、使用料の件ですけれども、1階にあるチャレンジショップのように安価な使用料を徴収させていただくようなことを考えております。

あと1点、何でしたか……

○委員長（藤澤和成君） アルコールは。

○地方創生課長（山崎君恵君） アルコールの提供等ということなのですけれども、今後プロポーザルで選定された事業者が決定されましたら、その事業者のほうと詳細については詰めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） すみません。また事例をご紹介しますと、境町では何かをやると、やっぱりその事業のかかったものがペイできるというのが公共事業としてはいいとされているのですが、それ以上に利益を出すのだということまで追求して、計画性を持ってやっていて、だから今回4,000万円近くのをやったとしたら、その使用料として市のほうに入っていくというようなことをおっしゃっていました。ですので、使用料を安く抑えると、やっぱり市のほうから負担がかかってしまうということもあるのですが、何かそういうふうな計画で4,000万円をペイできるような計画とかないのか。

また、これってコンテナハウス1棟建てるのにお幾らかかるのですか。すみません。

○委員長（藤澤和成君） 山崎地方創生課長。

○地方創生課長（山崎君恵君） 答弁いたします。

今、水柿委員おっしゃいました予算に対しての市の利益、ペイできるような利益ということなのですけれども、この事業なのですけれども、そもそも予算がペイできるというよりも、にぎわいの創出というほうに重きを置いていまして、そちらのほうを重点的に、将来的ににぎわいが創出できるというほうに重点を置いて考えております。

あと1点、コンテナハウスの費用でございますけれども、お答えいたします。コンテナハウスのそもそもの工事費用、900万円程度想定しております。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） この下館駅周辺にぎわいづくりというのは、アルテリオだったり板谷波山記念館も含めた大きな計画の中の最初の一步が、この図書館の東側にコンテナカフェを造ることだと思うのですが、先ほど申し上げましたように、草加市を参考にしたところは5年でカフェがなくなっております。民間の方が利益があればやると思うのですが、このコンテナハウス900万円ですけれども、最初はもしかしたらキッチンカーを呼ぶぐらいだけで、にぎわいというか、そういうのでもいいのかなと思うのですが、その辺の大きな中の1つということで、もう少し計画をしっかりと練ってほしいと思います。

以上です。

○委員長（藤澤和成君） 答弁はいいですか。

○委員（水柿美幸君） はい。

○委員長（藤澤和成君） 小島委員。

○委員（小島信一君） にぎわいづくりと言われると反対できないですけども、私もこの案が出たときから非常に心配していたのです。議案質疑でも仁平議員なんかは懐疑的な質疑していました。私もすごく心配なのです。造ってしまう。今、水柿委員の質疑で900万円と言いましたけれども、工事請負費が2,800万円に書いてあるのだけれども、900万円と2,800万円のこの差はちょっと今疑問に思います。それは、今答弁があったから新たに聞いてしまうのですけれども、それも含めて答えてもらいたいのですが、造ってしまうのですよね、この建物を。確認申請までして造るということは、本格的に造ってしまうわけで、これプロポーザルやります。だから、そこでもし不調だと。本気になって民間の業者がやるとしたら、市から年間毎年補助金が出るとか、そういうものがない限り、なかなかペイしないと思うのです。だから、造ってしまうと、毎年毎年ここに予算を入れてにぎわいづくりをしていくのかという疑問が湧くのです。どこで見切りをつけてしまうのか、その辺まで見えていますかという質疑なのです。

つまり、これは失敗だねとなったら撤退、成功していればいいですよ。もちろん成功を求めているのですが、プロポーザルから非常に難航するのではないかと私思っているのですけれども、その後撤退も含めて、どういったことだったらこれは失敗なのだ。その辺も撤退のタイミングというのですか、ここでこういうふうになったら撤退だと、やめるのだと、その辺も答えられるのかどうか。さっきの継続的な市からの毎年の予算なんかも予定していたら、それも答えてください。

○委員長（藤澤和成君） 山崎地方創生課長、答弁願います。

○地方創生課長（山崎君恵君） お答えいたします。

数年後の先を見越した撤退を想定したタイミングでございますが、今のところはまだ想定はしておりません。ただ、現在はデジタルの力を使った地方創生の一つとして、SNS等を活用して、今は情報が誰でも広く遠く情報発信することが可能でありますので、そのデジタルの力を活用しまして、自然とにぎわいの情報が拡散されて、魅力ある施設になるよう努力はしてまいりたいと考えております。

以上です。

（「足りていない」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 答弁もうちょっと足りていないと思うのですけれども……

（「年経費、どれだけ計画しているのか、毎年毎年」と呼ぶ者あり）

○地方創生課長（山崎君恵君） お答えいたします。

今回の図書館東側のコンテナハウスショップの事業費でございますが、全体事業費としましては3,879万8,000円、そのうちのユニットハウス工事、コンテナハウス工事が先ほど900万円程度と申し上げましたが、そのほかに基礎の工事とか仕上げ工事、コンクリート工事等、その他電気設備工事、あとは給排水整備の工事等、トイレとか衛生機器の取付け等の工事が含まれております。

（「もう1つ、毎年毎年お金かける予定じゃないんですか、1回こっきりなんですかということですよ。毎年やるんじゃないの、これ」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） それは考えていないって答弁したでしょう。

（「撤退は考えていない」と呼ぶ者あり）

○地方創生課長（山崎君恵君） 今のところは想定はしておりません。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 今年これ全部金かけましたといったら、では次年度、来年度、再来年度は市の予算は入れなくても大丈夫ということなのですね。

○委員長（藤澤和成君） 山崎地方創生課長。

○地方創生課長（山崎君恵君） コンテナハウスショップを今年度中に工事して完成させていただいて、事業者でプロポーザルをやって、そこでやっていただけるという業者の方を募りますので、今後のこととか、それに関しては、そのときに相談させていただくというところまでの想定をしているというところでございます。

以上です。

○委員長（藤澤和成君） 渡辺企画部長。

○企画部長（渡辺好浩君） ただいまのご質疑にご答弁いたします。補足答弁ということになりますが、よろしくをお願いします。

施設は市が整備いたします。その後の運営は民間にお願いする。その基本的なところは思っています、市がもしお金を出すという機会があったとしたら、施設が何か壊れたとき、その運営者の責任の範囲外で何か壊れたときには支出が必要になって、またご審議をいただくようなことになるかもしれません。でも、毎年度かける経費としては、特に見てはおりません。

それで、民間の運営でございまして、皆さん興味を持っていただいているかのような、そういう調査結果がございまして、プロポーザルも参加していただければいいなと思っていますけれども、そこで決定した民間事業者の方とは十分に相談をしながら、効率的な運営というのには努めてまいります。確かに人がもし集まらないとか、全く営業していても売上げが上がらないとか、そういうところは心配される場所なのですけれども、ただあの場所的に考えても、高校生が登下校に行き来していたり、また人の目にも触れる場所でありますので、十分に宣伝をしながら、魅力を出しながら集客を市としてもこれは関わってきたい、そのように思っております。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 小島委員、いいですか。

○委員（小島信一君） はい。

○委員長（藤澤和成君） 保坂委員。

○委員（保坂直樹君） この下館駅周辺にぎわいづくり推進事業ということなのですが、やる目的はいいと思います。にぎわいをつくろうという目的だと思うので大変いいと思うのですが、ちょっと気になるのが、私は土曜日、近くなので行ってみました。10時頃行って人がいないと。お昼ぐらいただたら少し人が動くのかなと思って行ったのですが、お昼頃も人がいないというのがあったので、なかなか大変かなとは思っているのですが。

それで、このにぎわいづくりなのですが、場所が図書館東側ということなのですが、図書館って基本的には静かな空間で本を読んだり、2階の学習スペースでは皆さん勉強してやっているような空間なのですが、それと東側でにぎわいがあるって、その辺はどうなのかなと。というのも、私も図書館へ行くとたまに高校生なんかが入って右側のところでスペースありますね。今、コーヒー飲むところ、あそこでよく夏

なんか高校生たくさんだと、声が響いて、館長とか、そういった方にしょっちゅう注意されているようなときがあるのですが、その辺の静かな図書館としての環境と、すぐ東側でやるにぎわいというのをどう調整を取っていくのかなというのが気になります。

○委員長（藤澤和成君） 山崎地方創生課長。

○地方創生課長（山崎君恵君） お答えいたします。

今、保坂委員おっしゃったように、図書館のほうでは静かに勉強したりするということで、相反するにぎわいづくりという事業になってしまうところなのですけれども、そちらにつきましても今後図書館のほうとか、関係課と調整をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 保坂委員。

○委員（保坂直樹君） 最後、1点なのですが、これは直接下館駅周辺にぎわいづくり推進事業ではないのですが、キッチンカーは当初道の駅ができたときに、道の駅に置くという話があったと思うのですが、それはどういうふうになっていますか。今回とは少し関係ないかもしれないのですが。

○委員長（藤澤和成君） 答弁できますか。

○地方創生課長（山崎君恵君） 申し訳ありません。道の駅にキッチンカーを置くと想定していたということは、申し訳ないのですが、分かっていなかったのですが、それとはまた別の事業としてキッチンカーを図書館の東側に置く想定をしております。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） いいですか、保坂委員。

○委員（保坂直樹君） はい、分かりました。

稲川委員。

○委員（稲川新二君） ポケットパーク側のイメージが湧かないのですけれども、具体的にどのような考え、ポケットパーク側ですね、どのようにするのか。

○委員長（藤澤和成君） 山崎地方創生課長、答弁願います。

○地方創生課長（山崎君恵君） 答弁いたします。

ポケットパーク、図書館から道路を挟んで北側のほうにある公園のような、あずまやとかがあるようなスペースなのですけれども、そちらのほうも今あずまやと、あとベンチ等とかも何台か置いてありまして、そちらのほうにはキッチンカーのみが入れるようなスペースを考えております。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 稲川委員。

○委員（稲川新二君） そうすると、芝生になっていると思うのですけれども、あの部分を駐車場みたいな舗装のようなスペースを造るのかなというイメージでいいのですか。

○委員長（藤澤和成君） 山崎地方創生課長。

○地方創生課長（山崎君恵君） お答えいたします。

あそこ、歩道になっている部分と芝生になっている部分、委員おっしゃるようになっているのですけれども、そこにどのような動線でキッチンカーを乗り入れるかというのも、これから詳細については相談させていただくような形になります。

○委員長（藤澤和成君） 稲川委員。

○委員（稲川新二君） それと、議案質疑のほうで三浦議員から、これはいい話だなと思ったのがプロポーザルの募集の仕方、例の食品協会とか何かあるのかどうか知りませんが、1者単位ではなくて、そういった団体というのですか、そういったところも視野に今後入れていくのかどうか。

○委員長（藤澤和成君） 山崎地方創生課長。

○地方創生課長（山崎君恵君） お答えいたします。

今後、プロポーザルのほうの仕様等も決定して、たくさんの方に応募していただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） では、以上で質疑を終結いたします。

以上で企画部の審査を終わります。

ここで、執行部の入替えをお願いいたします。

〔企画部退室。財務部入室〕

○委員長（藤澤和成君） 次に、財務部所管の審査に入ります。

議案第52号「筑西市都市計画税条例の一部改正について」を審査願います。

資産税課から説明を願います。

小島資産税課長。

○資産税課長（小島裕之君） 資産税課の小島です。着座にて説明させていただきます。

議案第52号「筑西市都市計画税条例の一部改正について」ご説明いたします。

筑西市都市計画税条例（平成17年条例第74号）の一部を次のように改正する。

附則第20項中「若しくは第43項」を「、第43項若しくは第46項」に改めるものでございます。

附則第20項第46項につきましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律により、地方税法附則第15条第46項が新設され、これに合わせて筑西市都市計画税条例の一部が改正となりますので、上程させていただくものでございます。

内容といたしましては、地域公共交通の確保に取り組むバス事業者が道路輸送高度化事業によりEVバスを導入するために充電設備等の償却資産を取得した場合、その用に供する土地に係る都市計画税の課税標準額を最初の5年間、3分の1とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

これより討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

これより議案第52号「筑西市都市計画税条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

次に、議案第56号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、財務部所管の補正予算について審査を願います。

財政課から説明を願います。

岩岡財政課長。

○財政課長（岩岡和宏君） 財政課、岩岡です。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第56号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、財政課所管の補正予算についてご説明いたします。

補正予算書7ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。初めに、款15国庫支出金、項4交付金、目2総務費交付金、節15、説明欄1、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に2億2,911万2,000円の増額をお願いするものでございます。これは、国から本市に配分されました令和5年度の当該交付金を活用しまして、経済部商工振興課所管のプレミアム付商品券発行事業と、教育委員会学校給食課所管の学校給食費保護者等負担軽減事業を実施するものでございます。

なお、この2事業の詳細につきましては、明日以降の福祉文教委員会、経済土木委員会におきまして、おのおのの事業所管から説明がございますので、ご了承願います。

続きまして、款19繰入金、項2、目1、節1基金繰入金、説明欄1、財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算に伴う収支調整のために1億6,526万9,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、9ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目79、諸費。説明欄、償還金に8,742万3,000円の増額をお願いするものでございます。これは、過年度分の国庫支出金につきまして、精算に伴い超過交付された額を返還するために増額するものでございます。返還金の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策として住民税均等割非課税世帯等を支援するために、令和3年度、令和4年度に実施されました住民税非課税世帯臨時特別給付金、これは1世帯当たり10万円が給付されました。及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、こちらは1世帯当たり5万円が給付されました。こちらの支給実績の確定に伴い、不用額を国に返還するものでございます。

財政課所管の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

以上で、議案第56号について全ての部の説明、質疑を終了しました。

議案第56号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第56号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、所管の補正予算について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

以上で財務部の審査を終了します。

ここで、執行部の入替えをお願いいたします。

〔財務部退室。市民環境部入室〕

○委員長（藤澤和成君） 次に、市民環境部所管の審査に入ります。

議案第53号「筑西市印鑑条例及び筑西市手数料条例の一部改正について」を審査願います。

なお、追加で要求のありました資料は、既に皆様にお配りしていますので、ご確認願います。

市民課から説明を願います。

今井市民課長。

○市民課長（今井洋子君） 市民課の今井です。どうぞよろしく願いたします。

○委員長（藤澤和成君） マスクを外してください。

○市民課長（今井洋子君） 着座にてご説明させていただきます。失礼いたします。

議案第53号「筑西市印鑑条例及び筑西市手数料条例の一部改正について」ご説明をいたします。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、個人番号カード、こちらマイナンバーカードのことでございますが、こちらに搭載されているものと同等の電子証明書の機能を移動端末設備、こちらはスマートフォンのこととなります。スマートフォンのほうに搭載できるスマホアプリのダウンロードサービスが開始されました。このアプリを利用しまして、移動端末設備を電子証明書の利用申請及びスマートフォンへの利用登録の手続を行うことで、個人番号カードを持ち歩くことなく、スマートフォンだけで個人番号カード関連サービスの利用や申込みができるようになり、年内には住民票等のコンビニ交付サービスにも利用ができる予定となっております。そのため、コンビニ交付サービスの利用開始後、市民の皆様が速やかにそのサービスを利用できるよう、筑西市印鑑条例及び筑西市手数料条例の一部を改正するものでございます。

議案第53号の1ページを御覧願います。初めに、第1条、筑西市印鑑条例の一部改正でございます。こちらは、印鑑登録証明書の交付について規定しております筑西市印鑑条例の第12条第3項中の個人番号カードを個人番号カード又は移動端末設備と改めることで、移動端末設備を使用してコンビニエンスストアに設置された多機能端末機で印鑑登録証明書の交付を受けることができるようにする改正でございます。

続きまして、第2条、筑西市手数料条例の一部改正でございます。こちらは、同条例、筑西市手数料条例の別表住民票等の項納付額の欄及び印鑑登録の項納付額の欄並びに税の項納付額の欄中のただし書に規定されております交付手数料について、個人番号カードを個人番号カード又は移動端末設備と改めることで、移動端末設備の使用により多機能端末機で交付された各種証明書、筑西市の場合は住民票の写し、印鑑登録証明書、住民税課税（非課税）証明のこちらの手数料を規定する改正となっております。

なお、附則といたしまして、改正後の条例の施行日は、市規則で定める日となっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

小島委員。

○委員（小島信一君） マイナンバーカードを今一生懸命進めていますよね。マイナンバーカード、あれは電子証明という機能、本当の身分証明書なのですよね。電子空間、デジタル空間における身分証明書と

いうことで、私はすぐに申し込んでもらっているのですけれども、いろいろなトラブルあるということは聞いていますけれども、持っています。そこで、コンビニエンスストアでサービスがうまくい場合に印鑑証明書が取れるようになったということで、随分それは利用させてもらっているのですが、今度はスマートフォンだけでできてしまうという話なのですが、イメージがどうしても湧かないのです。どうやったら、実際にコンビニエンスストアで交付されているのは実はやっているから、それは分かるのですが、スマートフォンだけで何で取れてしまうのか、そこを具体的に教えてもらいたいです。こうしてこうしてこうやると印鑑証明書が手元に来ると、その流れを具体的に教えてもらいたい。まず、そこからお願いします。

○委員長（藤澤和成君） 今井市民課長。

○市民課長（今井洋子君） 委員のご質疑にご答弁いたします。

今現在は、マイナンバーカードのほうにしか電子証明書が搭載されておきませんが、今度マイナポータルのほうのサイトから移動端末設備に搭載する電子証明書の発行の申請をまずしていただきますと、移動端末設備用の証明が発行されましたという通知が折り返し来ますので、そちらの証明を移動端末、スマートフォンのほうに登録するという作業を再度していただきますと、その証明書がスマートフォンのほうに搭載完了しまして、今までコンビニ交付のほうでマイナンバーカードをかざしてくださいということで出てきたかと思うのですが、マイナンバーカードのほかにスマートフォンをかざすことで、その本人の証明になるものがカードとは別に搭載されているので、そちらで交付になるということになります。

○委員長（藤澤和成君） 小島委員。

○委員（小島信一君） ということは、印鑑証明は、取りあえずコンビニエンスストアへ行ってやることは同じだということですね。

○委員長（藤澤和成君） 今井市民課長。

○市民課長（今井洋子君） はい、今までと同じように、マイナンバーカードのほかにスマートフォンも使えるようになったということになります。

○委員長（藤澤和成君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 本当に変な話だなと私は思っているのです。マイナンバーカードを普及させると言いながら、マイナンバーカードなんか要らないではないですか、そうしたら。電子証明がスマートフォンに入るといふ、そういう仕組みがもしできるのだったら、初めからそれをずっとやれば、スマートフォンはみんな持っているのだから、幾らでも機能ができてしまうような、マイナンバーカードなんか持たなくてできてしまうような、そういうイメージがあるのですよ。これを聞いたときに、何なんだろうってすごく疑問に思ったのです。これ国がやっていることだから、市でそれはやらないというわけにいかないのでしょうかけれども、それは皆さん疑問に思いませんか。マイナンバー……

（「スマホ持っていないのいっぱいいるよ」と呼ぶ者あり）

○委員（小島信一君） （続）スマートフォンとマイナンバーカードの所持率、普及率は、やっぱりスマートフォンのほうが多分早かったと思うのですけれども、今ここに来てマイナンバーカード要らない方向に進むというのは、非常に何かおかしい感覚を持つのですけれども、皆さんは持ちませんか、それ。どうだろう。

○委員長（藤澤和成君） 今井市民課長。

○市民課長（今井洋子君） このスマートフォンのほうに電子証明書を搭載するサービスというのが、個人番号カード、マイナンバーカードのほうに電子証明書の搭載を行っている方に限られておりますので、その方についてはスマートフォンのほうにも搭載しまして、手続の際に一々マイナンバーカードを、コンビニサービスに限りますと、マイナンバーカードをかざすだけなのですが、スマートフォンでいろいろな電子申請などを行います際は、スマートフォンのほうにマイナンバーカードをかざして暗証番号を入力したりする必要があるのですが、その分が省略されるということでスマートフォンに搭載をするということになったようです。

○委員長（藤澤和成君） そのほか。

（「言わざるを得ないから……」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） よろしいですね。

それでは、質疑を終結いたします。

議案第53号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第53号「筑西市印鑑条例及び筑西市手数料条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で市民環境部の審査を終了します。

執行部の皆様は退席を願います。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（藤澤和成君） 以上で総務企画委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと思います。

また、今定例会最終日に閉会中の所管事務調査についてを提出いたします。

以上をもちまして総務企画委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時 1分